

第4章

地域包括ケア体制の 八つの柱の構成

1 地域包括ケア体制の構成要素

中野区の地域包括ケア体制は、12 ページで示したように以下の八つの構成要素から成り立つと考えられています。この構成要素を柱として取組を進めていきます。

- 柱1 本人の選択／権利擁護
- 柱2 住まい・住まい方
- 柱3 健康・社会参加・学び・就労
- 柱4 地域の見守り支えあい
- 柱5 生活を支えるサービス、生活を豊かにするサービス
- 柱6 地域医療
- 柱7 セーフティネット
- 柱8 子どもと子育て家庭、障害者及び高齢者特有の課題

すべての人が、一人ひとりの生き生きとした自己実現を図るためには、なにより本人の生活基盤となる住まいの確保(柱2)と、更にその前提としての本人の尊厳に基づく選択と権利擁護(柱1)が不可欠です。

その「住まい」での生活を支える様々な生活支援があることによって、在宅での豊かな生活が可能になります。八つの要素のうち、柱1と柱2が確保されてこそ、柱3～柱8が有効に機能します。

○中野区の八つの柱

区では、この八つの柱の要素を区民、関係団体、行政と一緒に同じ方向を向いて考え、ひとりでも多くの区民の方が自分らしく生き生きと暮らすことを目指して、一人ひとりができることから活動を始め、すべての区民の活動へと発展していくことを応援していきます。

2 柱別の全体構成

地域包括ケアの八つの柱ごとの「課題」は次のとおりです。

柱	課題
柱1 本人の選択／権利擁護	(1)権利擁護の推進と理解促進
	(2)虐待の防止
	(3)区民が望む在宅療養生活の実現
柱2 住まい・住まい方	(1)居住支援体制の推進
	(2)在宅生活が困難な場合のケアを行う施設の確保
	(3)バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり
柱3 健康・社会参加・学び・就労	(1)健康的な生活習慣の定着支援、健康づくり、感染症対策
	(2)就労や地域活動を通じた社会参加の促進
	(3)生涯学習の機会の充実
柱4 地域の見守り支えあい	(1)地域における見守り支えあいの推進と、交流の場や機会の創出
	(2)避難行動要支援者への避難支援
柱5 生活を支えるサービス、生活を豊かにするサービス	(1)生活支援サービスの質・量の確保
	(2)住民主体サービスの拡充、民間サービスとの役割、コーディネート機能
柱6 地域医療	(1)在宅医療、地域での医療提供の充実と多職種連携の一層の推進
	(2)かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の推進
柱7 セーフティネット	(1)包括的な自立支援の推進
	(2)貧困対策、自殺対策、犯罪被害者等支援、再犯防止
柱8 子どもと子育て家庭、障害者及び高齢者特有の課題	(1)子どもと子育て家庭特有の課題
	(2)障害者特有の課題
	(3)高齢者特有の課題

3 令和4年度に取り組む主な事業(柱別)

【柱1】 本人の選択／権利擁護

事業名	事業の内容
人権施策推進事業 (企画部)	(仮称)中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例の普及啓発を行うとともに人権施策を推進するための審議会を設置します。
(仮称)中野区子どもの権利に関する条例の推進 (子ども教育部・教育委員会事務局)	(仮称)中野区子どもの権利に関する条例に基づき、(仮称)中野区子どもの権利救済機関及び(仮称)中野区子どもの権利委員会を設置するとともに普及啓発を行います。
児童相談所の設置及び子ども・若者支援センター等運営 (子ども教育部・教育委員会事務局)	令和4年4月、子ども・若者支援センター内に児童相談所を設置します。設置に伴い、児童福祉審議会等、児童相談所設置市事務を開始します。また、子ども・若者支援センター内で実施する若者相談事業を拡充し、相談スペースの整備等を行います。
成年後見制度利用促進に向けた中核機関の設置 (健康福祉部)	成年後見制度利用促進に向け、広報や相談体制の連携強化、適切な後見人等候補者の検討、後見人等への継続的な支援等において、中心的な役割を担う中核機関を設置します。
認知症とともに暮らす地域安心事業 (地域支えあい推進部)	認知症検診、地域拠点による支援事業を通し、認知症の初期の段階から相談、支援、診断ができる体制を整備します。

【柱2】 住まい・住まい方

事業名	事業の内容
セーフティネット(SN)専用住宅登録促進モデル事業 (都市基盤部)	住宅確保要配慮者を対象としたSN専用住宅の登録を促すため、民間賃貸住宅のオーナーに対し、必要となる改修費の一部を助成します。
区民活動センター等の整備・改修 (地域支えあい推進部)	昭和区民活動センターについて、既存敷地及び拡張用地等を用い建替え整備のための基本計画を策定します。
多文化共生の推進 (区民部)	多文化共生推進に係る基本方針を策定します。

【柱3】 健康・社会参加・学び・就労

事業名	事業の内容
胃内視鏡検査の対象年齢拡大 (健康福祉部)	胃内視鏡検査の対象年齢を50歳～69歳に拡大します。
成人歯科健診の受診勧奨 (健康福祉部)	成人歯科健診の受診券を40歳～50歳の区民に発送し、成人歯科健診の受診を促すことで、口腔内リスクの早期予防を図ります。
若者育成支援事業 (子ども教育部・教育委員会事務局)	中高生の意見表明や自発的な活動支援・地域参加等に向けたハイティーン会議の見直し・拡充や、大学生・社会人の活動支援の取り組み等、若者の育成支援を推進します。

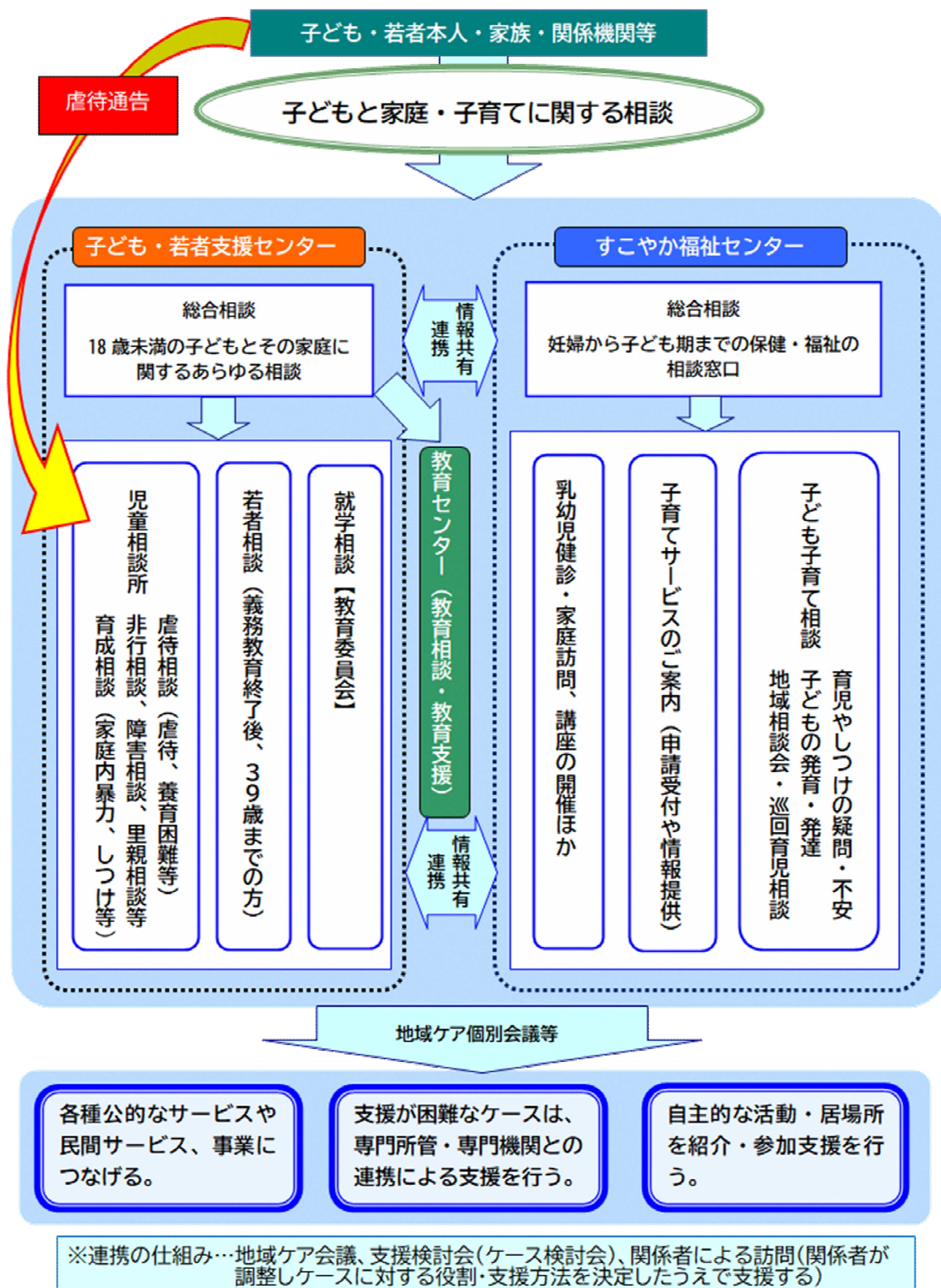
【柱7】 セーフティネット

事業名	事業の内容
ひきこもり支援事業 (地域支えあい推進部)	ひきこもり支援を充実させるために、区と社会福祉協議会が協働し、包括的に支援する体制を構築します。
子どもの貧困対策の推進 (子ども教育部・教育委員会事務局)	学習支援事業の内容の拡充を図るほか、子ども食堂への支援を行い、生活に困難を抱える子どもへの支援を充実させます。

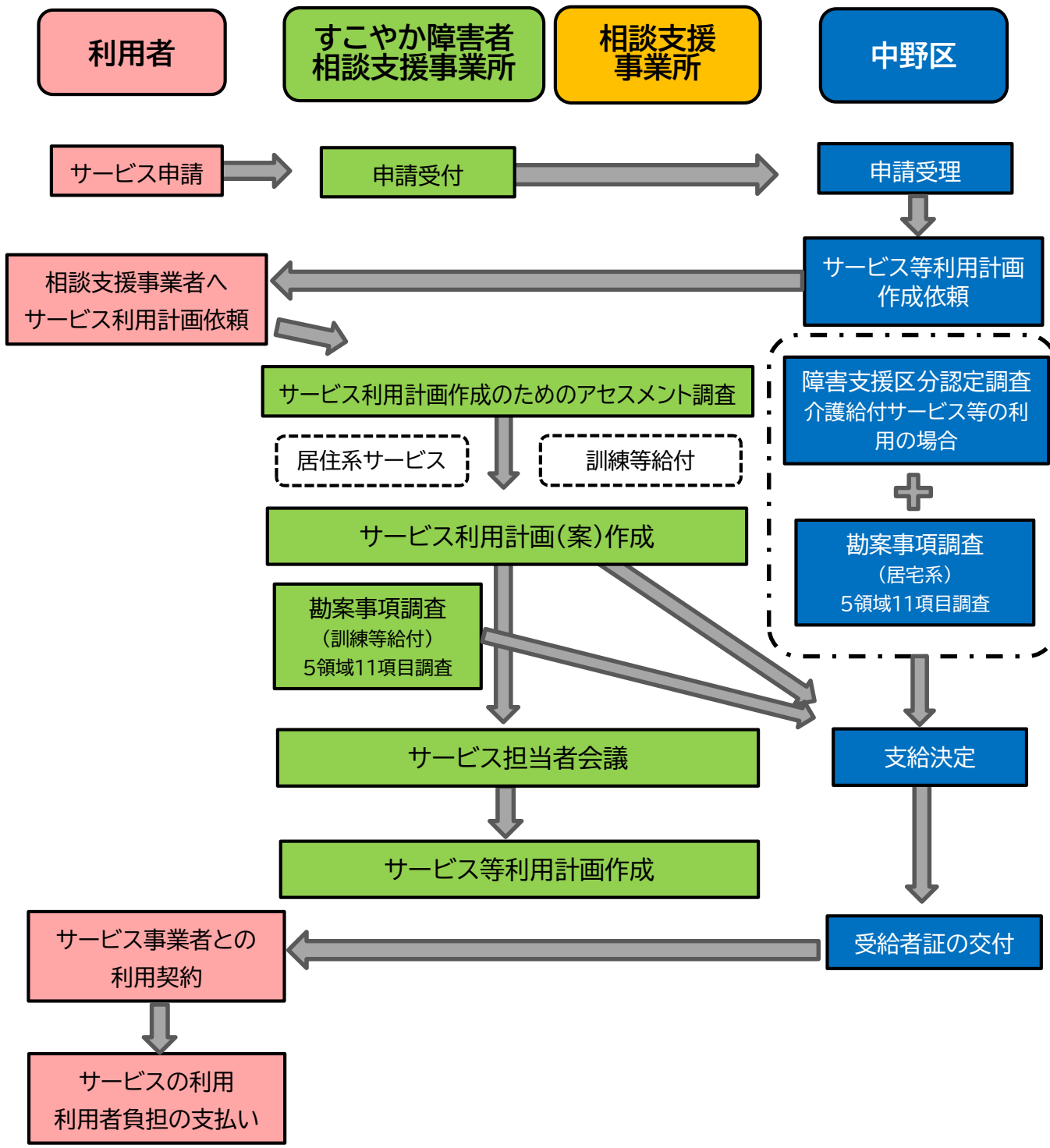
【柱8】 子どもと子育て家庭、障害者及び高齢者特有の課題

事業名	事業の内容
妊産婦への支援体制の充実 (地域支えあい推進部)	産後ケア事業について、利用者個々のニーズに対応できるよう利用回数等を改善し、サービスの提供の充実を図ります。
プレーパーク活動団体等支援 (子ども教育部・教育委員会事務局)	区内で展開されているプレーパーク活動について、地域に根ざした活動を行う団体等に対し、活動を担う人材育成の支援やプレーパークの普及啓発を実施します。
区立重度・重複障害児通所支援施設における居宅訪問型児童発達支援 (子ども教育部・教育委員会事務局)	区立重度・重複障害児通所支援施設において、在宅訪問指導の法内化を行い、居宅訪問型児童発達支援を実施します。
生活寮の法内化に向けた再整備 (健康福祉部)	知的障害者生活寮事業及び在宅障害者(児)緊急一時保護事業を法定サービスへ移行し、併設する福祉作業施設と一体的に事業を行う施設へ再整備します。
在宅障害者受入体制整備事業 (健康福祉部)	在宅で障害者を介護している家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、障害者が住み慣れた地域での生活を継続し、感染した家族等が安心して療養に専念できるよう支援体制を継続します。

【子どもと子育て家庭】



【障害者】



【高齢者(介護保険)】

